

教育委員会会議 定例会

令和6年6月19日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

# 1 議 案

第 17 号 職員の処分について

# 2 報 告 事 項

( 4 ) 令和6年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について

# 3 その他報告

な し

議案第 17 号

職員の処分について

[別途資料配付]

(令和6年6月19日 定例教育委員会)

課名 義務教育課

件名	令和6年度山梨県教科用図書選定審議会の答申について
経緯	<p>令和6年4月10日 定例教育委員会において、令和6年度山梨県教科用図書選定審議会へ諮問する4つの事項を決定</p> <p>令和6年4月23日 第1回山梨県教科用図書選定審議会を開催（オンライン） 山梨県教育委員会から山梨県教科用図書選定審議会に諮問</p> <p>令和6年5月21日 第2回山梨県教科用図書選定審議会を開催（参集）</p> <p>令和6年5月24日 山梨県教科用図書選定審議会から山梨県教育委員会に答申</p> <p>※令和6年度採択替えの対象となる教科用図書は、以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校用教科用図書</li> <li>2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」</li> </ol>
内容	<p>○ 諮問事項と主な答申内容</p> <p><b>諮問第一項</b> 令和6年度山梨県教育委員会の教科用図書採択基準について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校用教科用図書について <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領の趣旨に則り、山梨県教育振興基本計画を踏まえ、内容3項目と形式2項目を設定した。</li> </ul> </li> <li>2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の採択基準を踏襲した。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>諮問第二項</b> 教科用図書採択権者に供する採択参考資料について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 中学校用教科用図書について <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択基準に基づいて各教科等の特性を踏まえた調査研究の観点を設定し、調査研究の内容、基本的な考え方により採択参考資料を作成した。</li> </ul> </li> <li>2 特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度を踏襲した調査員数、調査研究の内容、基本的な考え方を設定し、採択参考資料を作成した。</li> </ul> </li> </ol> <p><b>諮問第三項</b> 教科用図書の採択に関する指導、助言又は援助に関する重要事項について</p>

- 1 市町村教育委員会が協議して採択する場合の方法について
  - ・中学校用教科用図書を採択する場合について、採択地区協議会を設置し、共同調査・研究を行うこと等をまとめ、特別支援学級を設置する学校に関する教科用図書の採択の方法を示した。
- 2 市町村教育委員会の協議が整わない場合の方法について
  - ・県教育委員会の指導助言を得て、再度協議して決定することを示した。
- 3 採択の公正確保について
  - ・指導の方法及び内容について、文書等による指導、説明会等による指導、訪問、面接等による指導を示した。また、情報公開について、採択事務の円滑な遂行及び採択の公正確保に支障を来さない範囲内で、採択結果及びその理由等の情報の積極的な公開を行うことを示した。

**諮問第四項 県立特別支援学校（小学部及び中学部）の令和7年度使用教科用図書の採択について**

- ・県教育委員会は、学校ごとに校内調査委員会を設置し、県教育委員会の示した資料を基に調査研究を行うよう指導し、その結果を参考にして採択を行うことを示した。

**○ 今後の採択について**

市町村教育委員会等の採択権者は、採択期限となる8月31日までに、この答申を参考に調査研究等を行い、中学校用教科用図書と特別支援教育関係教科用図書「学校教育法附則第9条第1項の規定による図書」の採択替えを行う。